

## 海洋ごみ対策に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と愛媛県遊漁船業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 近年世界中で海洋ごみが問題となり、宇和海においても海洋ごみ対策は喫緊の課題となっている。本協定は、その課題解決のために甲及び乙が協力し、海洋環境保全に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）海洋ごみ対策に関する事項
- （2）環境啓発に関する事項
- （3）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

### （取組内容及び実施方法）

第3条 前条に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙から書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

### （協議）

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月26日

（甲）

宇和島市曙町1番地

宇和島市長

岡原文彰

（乙）

宇和島市津島町近家乙686番地5

愛媛県遊漁船業協同組合組合長

石橋 勇人